

## 公的研究費の不正使用に関与した業者の取引停止等の措置要領

### (目的)

第1条 この要領は、「東京基督教大学公的研究費取扱規程」第12条に基づき、公的研究費の不正使用に関与した業者に対する取引停止その他の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1)「取引停止」とは、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約における業者の排除をいう。
- (2)「契約執行者」とは、研究者等の委任を受けて契約を締結する者をいう。

### (取引停止の措置)

第3条 最高管理責任者は、公的研究費による物品購入契約に係る取引等において不正使用が行われ、その不正使用に業者が関与したと認められる場合、購入契約に係る業者の取引停止の措置を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の措置を行った場合、速やかに当該業者に書面をもって通知するものとする。
- 3 取引停止期間は3か月以上2年以下とし、その期間は情状に応じて決定する。
- 4 前項までの措置において責を負うべき下請負人があることが明らかとなった場合、当該下請負人について、情状に応じて期間を定めて、取引停止の措置を行うものとする。

### (取引停止期間の特例)

第4条 前条の措置を受けた業者が、取引停止の期間中又は当該期間終了後3年を経過するまでの間に再度不正使用に関与したと認められた場合、6か月以上2年以下の取引停止とする。

- 2 前項の措置が取引停止期間中に行われた場合、次の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了の翌日とする。
- 3 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない特別な事情が認められる場合、当該事案に限り取引停止措置を解除することができる。
- 4 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合、当該業者に対する取引停止措置を解除するものとする。

### (指名等の取消)

第5条 契約執行者は、すでに指名競争入札の指名等を行った業者に対して取引停止を行った場合、当該業者への指名等を取り消すものとする。

### (取引停止期間中の下請等の扱い)

第6条 契約執行者は、取引停止期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部の下請負人となることを認めないものとする。但し、当該業者が取引停止の期間以前に下請負人となっている契約についてはこの限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第7条 最高管理責任者は、取引停止を行わない場合において、必要があると認められる場合は、当該業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第8条 公的研究費の不正使用に関与した業者の取扱いに関して、この要領に定めのない事項については、最高管理責任者がこれを定める。

(本規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会が行う。

附則 [2011年(平成23年)10月18日制定]

この要領は2011年(平成23年)10月19日から施行する。

附則 [2015年(平成27年)3月24日改正]

この要領は2015年(平成27年)3月25日から施行する。